

令和 3 年和泉市教育委員会第 8 回定例会

日 時:令和 3 年 8 月 26 日(木) 午後 2 時 00 分から
場 所:和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事	飯阪 陽次
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	辻野 喜信
こども未来室長	森 博紀
教育総務課長	鍛冶 公哉
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	川崎 由美
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 審議事項
議案第26号 令和3年和泉市議会第3回定例会に提出する議案について(その1)
和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第27号 令和3年和泉市議会第3回定例会に提出する議案について(その2)
補正予算について
案件1 旧南松尾幼稚園管理事業(旧南松尾幼稚園跡地処分に
関する敷地整備工事費の計上)
案件2 美術館運営委託料(一般財団法人和泉市文化振興財団
専任理事長の配置)
4. 報告事項
(1)学校給食における牛乳の提供方法変更について
(2)令和3年度和泉市小・中学生科学展について
(3)(仮称)槇尾学園基本設計書について
5. 情報提供
(1)くぼそう・超茶会の開催について
(2)令和3年和泉市議会第2回定例会における議決審議の結果等について
6. その他の報告事項等
7. 閉会

	議案第 26 号、和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。 資料 1 ページをお願いします。 改正の理由は、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。 改正内容は、まず、特定教育・保育施設等との連携につきましては、特定地域型保育事業者の保育については、保育する対象年齢が 0 歳から 2 歳児でございますが、国家戦略特別区域内で国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者は、3 歳児以上の児童を受け入れることができる連携協力を行う施設又は事業者になることができる規定を加えるものです。なお、本市においては、特定地域型保育事業にあたる「みのり小規模保育園」については、3 歳児以上の保育の受け入れについて、連携施設を確保しているため、影響はないものでございます。 次に、電磁的記録等ですが、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、記録・作成・保存その他これらに類するもののうち書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を加えるものです。なお、令和 3 年第 6 回定例教育委員会において、電磁的記録について審議をお願いいたしましたが、前回は厚生労働省所管の小規模保育園の運営についてのみ定めたものであり、今回は内閣府所管の基準が改正となったものでございまして、こちらの基準は小規模保育園を含めた、他の保育施設、認定こども園等の基準を定めたものが改正となったため条例の一部を改正するものでございます。 なお、その他につきましては、改正に伴う文言の整理でございます。 最後に、附則ですが、この条令は、公布の日から施行するものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 26 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
	ご異議がないようですので、議案第 26 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 27 号「令和 3 年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について(その 2) 補正予算について」ですが、案件 1・2 について、事務局より順次、説明願います。
辻野次長	学校園管理室の辻野です。 議案第 27 号案件 1 旧南松尾幼稚園管理事業(旧南松尾幼稚園跡地処分に関す

議案第 26 号、和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

改正の理由は、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

次に、電磁的記録等ですが、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、記録・作成・保存その他これらに類するもののうち書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を加えるものです。なお、令和3年第6回定例教育委員会において、電磁的記録について審議をお願いいたしましたが、前回は厚生労働省所管の小規模保育園の運営についてのみ定めたものであり、今回は内閣府所管の基準が改正となったものでございまして、こちらの基準は小規模保育園を含めた、他の保育施設、認定こども園等の基準を定めたものが改正となったため条例の一部を改正するものでございます。

最後に、附則ですが、この条令は、公布の日から施行するものです。

以上です。

ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。

ないようでしたら、お諮りいたします。

議案第 26 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

続きまして、議案第 27 号「令和 3 年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について(その 2) 補正予算について」ですが、案件 1・2 について、事務局より順次、説明願います。

学校園管理室の辻野です。

議案第27号案件1 旧南松尾幼稚園管理事業(旧南松尾幼稚園跡地処分に関する

辻野次長	る敷地整備工事費の計上)について、ご説明いたします。 資料 15 ページをお願いします。 まず、旧南松尾幼稚園についてですが、旧南松尾幼稚園は昭和 53 年に建設されましたが、園児数の減少により、平成 19 年 3 月に閉園いたしました。その跡地の利用につきましては、南松尾老人集会所として使用していましたが、平成 30 年度に南松尾老人集会所が旧南松尾小学校へ移転しましたことから、幼稚園跡地の主たる利用目的がなくなり、市の未利用地に係る売却方針に沿って、売却処分を行うこととなったものでございます。 次に、売却処分に向けた経緯です。表と参考の図面を併せてご覧ください。平成 30 年度に土地境界の立会いで境界確定や測量を行う際に、幼稚園への進入路が JA の敷地であり、現場と図面上で相違があることが判明いたしました。図面にあります右側の矢印で示した部分でございます。このことから、平成 31 年度に幼稚園の進入路と JA 敷地の交換に向けた協議を始めることとなりまして、また同じ年、道路と河川を含む全ての隣接地との境界を確定いたしました。その際、旧幼稚園のプール施設が河川区域へ越境していることが判明いたしました。図面で言いますと①の部分でございます。令和 2 年度には JA との土地交換に係る契約を締結し、JA との課題は解決いたしました。河川区域に越境しているプールについて大阪府から早期に是正するよう指導を受けましたことから、プール構造物撤去に伴う河川への影響等を考慮し、大阪府との協議を行うこととなったものでございます。令和 3 年度に協議が整ったことにより、旧幼稚園敷地の売却に向けた整備工事を行うことが可能となりましたことから、9 月議会に土地売却に向けた整備工事に係る補正予算を計上することとなったものでございます。 補正理由及び補正予算額ですが、補正予算計上理由は、先ほど申し上げましたが、大阪府との間で施工方法等について協議が整いましたことから、敷地整備に係る工事費を予算計上することになったものでして、予算額は 750 万円です。工事内容としてはプールの除却やフェンス設置等です。 今後のスケジュールでございますが、9 月議会において補正予算が可決されましたら、その後 10 月に契約いたしまして、11 月から 1 月の間に工事を実施いたします。その後 2 月に財産評価審査委員会へ付議し、その後、普通財産への移管を行うものです。その後、4 月 1 日に売却に係る告示を行い、併せて 4 月広報等にて売却情報を掲載し、5 月中旬以降に入札及び売却処分を行う予定でございます。なお、普通財産への移管後の諸手続きにつきましては、総務部総務管財室が行うこととなります。 以上です。 生涯学習部の辻野です。 議案第 27 号案件 2 美術館運営委託料(一般財団法人和泉市文化振興財団専任理事長の配置)について、ご説明いたします。 資料 19 ページをお願いします。
-------------	--

	補正の理由は、令和３年８月６日に、久保惣記念美術館の運営業務を委託する一般財団法人和泉市文化振興財団から美術館運営の強化及び組織の強化を目的に専任理事長を配置するため、報酬額分の委託料増額要求がありました。教育委員会としては、委託業務を管理・監督する立場の教育長が同財団の理事長を兼務していることがこれまでも課題となっており、また、市民をはじめ多くの方々に美術館の魅力を感じていただける特別展等のさらなる充実や美術館の日常の維持管理業務の強化等が求められておりますことから、今回同財団から出された要求は妥当なものと判断し、補正予算措置を行おうとするものです。 補正の金額は 88 万円で、内容は理事長の報酬追加分です。 最後にスケジュールですが、10 月上旬に財団理事会にて理事長の選任を行い、11 月 1 日付けで新理事長の就任を予定しております。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 27 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 27 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。
小川教育長	まず、報告事項 1「学校給食における牛乳の提供方法変更について」、学校園管理室より説明願います。
辻野次長	学校園管理室の辻野です。 報告事項 1、学校給食における牛乳の提供方法変更について、ご説明いたします。 資料 21 ページをお願いします。 変更内容ですが、本市牛乳供給事業者である日本酪農協同株式会社近畿工場におけるビン牛乳製造設備等の老朽化に伴い、令和３年２学期よりビン牛乳が製造中止となりましたことから、紙パック牛乳への変更となるものです。現在契約している内容等に変更はございませんでして、提供される牛乳の内容量や成分・栄養価、また、代金についても現状と同じです。ただ、瓶から紙パックに変更になるということですので、空き容器の回収方法については異なるようになることも考えられますが、令和３年度につきましては、引き続き牛乳の供給事業者で行うこととなっております。令和４年度以降の処分方法については、リサイクルによる方法も考慮しながら、現在検討しているところです。方向性がまとまりましたら改めてご報告させていただきます。 以上です。

小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、報告事項 2「令和 3 年度和泉市小・中学生科学展について」、学校教育室より説明願います。
大野室長	学校教育室の大野です。 報告事項 2、令和 3 年度和泉市小・中学生科学展について、ご説明いたします。 資料 23 ページをお願いします。 和泉市小・中学生科学展は、子どもたちの科学研究を奨励するため、例年夏休み明けに子どもたちの科学研究作品を展示することにより、子どもたちの科学に対する意欲を喚起してまいりました。 昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から展示会を中止し、レポート形式のものを審査する「科学賞」という形で実施をさせていただきました。今年度は、出品数を減らし、展示会場の通路等を広げることで新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら実施いたします。9 月 11 日と 12 日の 2 日間、人権文化センター大会議室にて公開展示を予定しております。 ただし、施設の利用が不可となった場合は、展示会を中止いたします。 表彰につきましては、例年と同じように、市長賞、市議会議長賞、教育委員会賞および金賞・銀賞・佳作になります。 なお、本科学展は、大阪府学生科学賞の予選を兼ねており、金賞以上の優秀作品につきましては、10 月 9 日に開催されます大阪府学生科学賞に出品する予定でございます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
久米委員	ネット公開し、学校で、優秀な作品をみんなで一緒に見るという企画は検討されていませんか。
大野室長	現時点では、展示会を開催いたしますので、そのような企画は検討していません。
久米委員	Zoom など様々なシステムを活用して、他の児童生徒の作品を見ることができたら、こどもたちもきっと喜ぶのではないかと思います。コロナ禍で足を運ぶのは難しいと思いますので、そのような機会をご検討いただけたらと思います。
小川教育長	ネット公開をすることは、差し支えないですか。
大野室長	大掛かりな作品があったりしますので、映像や画像だけで展覧会とすること

小川教育長	は難しい部分があります。いただいたご意見は検討させていただきます。 他にご質問等ございませんか。 続きまして、報告事項 3「(仮称)槇尾学園基本設計書について」、学校園管理室より説明願います。
辻野次長	学校園管理室の辻野です。 報告事項 3、(仮称)槇尾学園基本設計書について、ご説明いたします。 別冊 A3 の資料をお願いします。 1 ページから 4 ページまでは建物のイメージ図を掲載しておりまして、1 ページは北側から学校敷地全体を見渡したもので、2 ページは北側から校舎の外観を見たものです。3 ページは南側国道 170 号方面からの校舎の外観イメージで、4 ページは 2.5 階の部分からメディアスペースを見渡しているイメージです。1.5 階部分と 2 階部分にメディアセンターを配置しております。手すり越しすぐ下に見える部分が 1.5 階のメディアセンター部分で、1.5 階部分から下方向、右側部分に見える、下りていくところが 1 階部分、1.5 階部分から階段を上ったフロアが 2 階部分で、この階の右側に見えるところが、図書室等を兼ねたメディアセンターになっています。 次に 5 ページをお願いします。基本設計のコンセプトを記載しています。ページ右側にありますように 3 つの考え方で構成しています。 1 点目が、「校舎すべてが学びの場」で図書室機能を持つメディアセンターを校舎の中心に配置し、普通教室や特別教室からアクセスしやすくすることで、日常的に知的好奇心等を触発する環境づくりを行おうとするものでございます。 2 点目が、「地域とともに育む校舎」でセキュリティラインを段階的に設けることにより、地域開放を予定している地域活動室、留守家庭児童会室や体育館に限らず、児童生徒が日常的に使用する多目的室、家庭科室等も開放する計画にしております。 3 点目が、「敷地の特性を生かした校舎」でございまして、敷地内の約 2m の高低差を利用いたしまして、各階を半階ずつずらしたスキップフロアで構成しております。特別教室やメディアセンターに半階移動で利用ができ、各フロアの活動が感じられる構成とするものでございます。 6 ページをお願いします。学校敷地におきます登校動線や各施設の配置計画等を記載しております。図面下側にある東門と図面左側にあります南門からの児童生徒や地域住民の来校を考慮いたしまして、地域と学校をつなぐメインストリートを通す計画としております。来客車両等は、北門からの出入りを計画しておりまして、児童生徒との歩車分離を明確にしようとするものです。また、グラウンド西側の留守家庭児童会室前には、中学年児童 3・4 年生が安心して利用できるプレイコートを設ける計画でございます。校舎南側の 1・2 年生の教室前には低学年児童が短い休憩時間にも屋外で安心して遊ぶことができる低学年

テラスを設ける計画でございます。図面上、各学年ごとに普通教室が入っている図面になっておりますが、実際の学年配置につきましては、学校運営により変更されるものでございます。

7 ページと 8 ページには各階の平面計画を掲載しています。まず 7 ページですが、こちらは 1 階と 1.5 階の平面図です。平面図の上側が 1 階部分で、職員室等の管理諸室や地域活動室、留守家庭児童会室などの地域ゾーンとなっておりまして、半階上がった 1.5 階部分が 1 年生から 4 年生までの普通教室等で構成しているものです。次に 8 ページですが、2 階と 2.5 階の平面図です。平面図の上側が 2 階部分でメディアセンターを中心に特別教室を集約し、線で囲んだ部分が 2.5 階部分で 5 年生から 9 年生の普通教室で構成しているものです。

9 ページをお願いします。普通教室とワークスペースの位置関係等を記載しています。ページ左下のイメージ図では、中央部がワークスペースでその右側が普通教室ということになっております。この絵ではワークスペースと教室の間に間仕切りはございませんが、可動間仕切りを設置する計画です。右側の上段図面をお願いします。こちらはワークスペースですが、普通教室前に確保します。創作活動や調べ学習、グループ学習が可能なスペースとして確保し、ワークスペースでの活動を通して他学年との交流を促すことなどを計画しております。また、ワークスペースでは成果物を掲示できる掲示板を壁面に計画し、様々な学びに触れ、知的好奇心等を触発しようと考えているところです。その下の図をお願いします。フレキシブルな教室を想定しておりまして、こちらの学校は基本的に 1 クラス 20～25 人を基準として、1 学年 2 クラス最大 50 人対応で計画をしておりますが、1 学年の児童生徒数が 40 人以下となる場合は、1 つの教室で対応できますよう、教室間の間仕切りをランニングウォール、移動式の壁といたしまして、ページ左側中段の教室拡張のイメージ図のように、教室を拡張できる計画にしております。拡張後の余剰スペースにつきましては、習熟度別授業などを行う少人数教室としての活用等を考えています。また、ICT 機器を活用した教育活動を展開するため、教室内にはホワイトボードやプロジェクターなどを設置するものでございます。

10 ページをお願いします。多目的室と昇降口について記載しています。ランチルームやイベントなど、多用途に活用可能な多目的室を昇降口に隣接する形で計画しています。また昇降口や廊下に対して開放的な計画にすることで、イベント時などに一体的な利用が可能な計画にしております。ページ右側のイメージのようにピロティ下の空間となることで雨に濡れない昇降口になります。

11 ページをお願いします。メディアセンターについての記載です。児童生徒の日常的な学びや交流の場として、各教室からアクセスしやすい 2 階部分や吹き抜け下の部分にある 1.5 階部分を活用し立体的繋がりのある場所に計画しております。メディアセンター上部には、槇尾の山々と呼応するような多面体の屋根を設置し、屋根と屋根の間から自然光を取り入れる計画でございます。調べ学習や発表など、様々な学習形態に対応できる可動式の机や、1 クラス分の机、椅子を配置し、パソコン授業や自習スペースとして活用可能な計画にしております。

	ます。 12 ページをお願いします。体育館についての記載です。東西方向にバスケットコート 2 面、南北方向には公式戦が可能となるバスケットコート 1 面を計画をしております、多様な教育活動に活用できますよう、ネットワーク環境を整備し、大型スクリーン及びプロジェクターを整備いたします。日常的に使用されていない体育館の舞台裏を拡張し、音楽室としても利用できる計画としているものでございます。 13 ページをお願いします。プレイコートと低学年テラスについての記載です。学校敷地の西側の運動場の一角、現在校舎が建っているところに、プレイコートを確保いたします。こちらは低学年、中学年が安心して遊べるプレイコートを考えておまして、天然芝や築山の整備のほか、鉄棒や学習用の畑なども設置する考えでございます。低学年テラスでございますが、主に低学年が安心して遊べる低学年テラスを 1・2 年生の教室前に確保いたします。教室から直接出られるよう上履き用の人工芝の広場を考えておまして、こどもたちが走り回れるよう計画し、複合遊具や単独遊具を設置する計画です。 14 ページをお願いします。地域ゾーンと校舎ゾーンを明確に区分するセキュリティ計画についての記載です。地域開放エリアと校舎エリアにセキュリティラインを設け、段階的な区分計画としております。セキュリティラインで出入りできなくする計画でございます。 次に 15 ページをお願いします。小中一貫校と開校までの概略工程と移行計画のスケジュールを記載しております。現在、基本設計後の実施設計及び工事を担うデザインビルド事業者を募集中でして、事業者決定後、令和 4 年度から追加敷地への体育館の建設、既存体育館等の除却、新校舎建設等を順次進めていき、令和 7 年 4 月に開校する計画でございます。なお、新体育館は令和 5 年夏頃、新校舎は令和 6 年の夏の完成の予定でございます、それぞれ完成後、榎尾中学校の在校生が利用できる計画でございます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
藤原委員	この基本設計書は、地元への説明は終わっているのですか。終わっているのであれば、何か意見はありましたか。また、セキュリティラインとはどういう意味ですか。それと、「段階的な区画計画とする」の意味についても教えてください。それから、職員室と留守家庭児童会室からボタンひとつで 110 番できるシステムの導入については非常に良いことだと思います。10 年前の大阪教育大学附属池田小学校における児童殺傷事件では、職員室からしか通報できなかったために皆逃げ回りました。しかし、この基本設計書では、職員室と留守家庭児童会室からしか通報できない。これは基本設計だから、詳細設計の際に調整・訂正できるのかもしれませんが、一番大事なことだと思うので、追加は可能なのでしょうか。

辻野次長	こちらの基本設計書自体を地元の方にご説明させていただいているわけではございませんが、策定作業の際、こちらに近いような形でこういった学校になりますよというようなご説明はさせていただいております。建物自体についてのご意見、強いご要望は特には聞いておりません。それと、セキュリティラインについてですが、左側の図面の窪んでいるところの左側、こちらの方が地域開放ゾーンとなっておりますので、こちらの方から入って行きますと、そのまま何もなければ各教室棟の方に抜けることができるような形になってしまうということです。セキュリティラインということで行き来できないようにしてしまって、開放するときには、それ以上のところには行けないように計画しています。それと 2 階部分に多目的ホールと家庭科室がございますことから、階段から上に上られるようにしておりまして、ただ 2 階に上がりますと同じような関係で、間仕切りをして廊下から向こうには行けないような形で区分する形にしております。それと、「段階的な区画計画」ということですが、セキュリティラインの稼働域をある程度自由に設定できるということで、実際の運用についてこういった形でやっていくかということを考えているところです。それから、110 番についてですが、今現状、基本設計の中では、職員室と留守家庭児童会室からのみ通報できる形になっております。今後、今現在、実施設計、工事のデザインビルドの業者を募集中ですので、提案が出てきましたら、活用していくことも可能と思っております。
藤原委員	教育委員会として意見を言うことが重要だと思います。
辻野次長	こういった考え方があるということをお伝えしていこうと思います。
西家委員	メディアセンターのところは、吹き抜けで非常に良いと思いますが、冷暖房についてコスト面でどのような計画になっていますか。
辻野次長	冷暖房は気温の上げ下げができるシステムの導入を計画しておりまして、暑すぎず寒すぎずということがないように計画しております。
西家委員	詳細な計画が決まっていくにつれ、今勤められている教職員の方にとすると不公平かもしれませんが、使い勝手等の想像がしやすいと思いますので、現場の先生方にも設計をどこかの時点で見ていただけたらどうかと思います。
辻野次長	これまでも基本設計を作るに当たり、現場の先生方のご意見も伺いながら考えていっているところがございますので、引き続きそういったご意見をいただきたいと思います。
西家委員	メディアセンター 2.5 階部分は、柵になっています。休憩時間に廊下で過ごし

	ていて万一事故があつてはいけませんので、落下防止策を考えられた方がよいのではないかと思います。
辻野次長	そういった懸念がございますので、いただいたご意見を参考にさせていただきながら進めたいと思います。
久米委員	エレベーターはどこにありますか。
辻野次長	7 ページの図面真ん中に、多目的室があるかと思いますが、右斜めすぐ下に EV とあるのがエレベーターです。
久米委員	教室の壁は可動式と思いますが、閉めたときに全く見えない壁になってしまうのか、窓があるのか、その窓は半透明なのか、クリアなのか、どうでしょうか。
辻野次長	間仕切りの壁は見えない壁となっております。
久米委員	私はクリアの方がよいと考えています。理由は、一つは中が見えているということはいじめ対策になること、もう一つは誰もいない密閉された外から見えない部屋で事故・事件が起きているということはよく聞く話ですので、どんな場面・時であっても、外から見えている状態が大切だと思います。
辻野次長	9 ページをご覧いただきたいのですが、普通教室とワークスペースの図面になっているかと思いますが。各教室間のランニングウォールについては、今、透明ではなくて何もない形でございますけれど、ワークスペースと普通教室の間の間仕切りにつきましては、窓等がついていますので、当然中の方は見渡せる状態でございます。
久米委員	現在の学校ですと半透明で中が見えない状態の窓がついており、前と後ろの 1 箇所ずつからしか中が見えないという状態なのですが、全体が廊下側から見える形が理想的だと保護者としては思います。
辻野次長	現状、すりガラスになっているのは理由がございますして、体育のときにそこで着替えをすることがありますので、どうしてもそのような形になるかと考えてございます。
久米委員	カーテンを付けることもできると思いますので、ご検討お願いします。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 報告事項は以上ですので、情報提供に移ります。

	情報提供 1「くぼそう・超茶会の開催について」、情報提供 2「令和 3 年和泉市議会第 2 回定例会における議決審議の結果等について」ですが、事前に資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。何かご質問等がございましたらお願いいたします。 ないようですので、続きまして、その他報告事項について何かありましたら、事務局からお願いします。
辻野次長	生涯学習部次長の辻野です。 机上に封筒を配付させていただいたのですが、久保惣記念美術館の方で、9 月 12 日～11 月 7 日まで、特別展「土佐派と住吉派 其の二」を開催させていただきます。 コロナがこのような状況ですが、できればお運びいただいて直接見ていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
小川教育長	何かご質問等ございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。

令和3年和泉市教育委員会第8回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。